

令和3年度
さいたま市立美園南中学校
P T A新旧理事会

議 事

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 令和2年度事業報告 | -1- |
| (2) 令和2年度決算および監査報告 | -3- |
| (3) 令和3年度P T A役員一覧(案) | -4- |
| (4) 令和3年度事業計画(案) | -5- |
| (5) P T A会則の改正(案) | -6- |

添付資料

- | | |
|--|------|
| <input type="checkbox"/> P T A個人情報保護に関する基本方針 | -10- |
| <input type="checkbox"/> P T A個人情報保護規程 | -11- |
| <input type="checkbox"/> 委員会名簿 | -15- |

令和2年度美園南中PTA事業報告

月日（曜日）	項 目
4月 8日（水）	本部役員会 令和2年度本部役員顔合わせ
	PTAホームページ開設
4月24日（金）	PTAメール配信開始
4月下旬	新旧理事会（Web上にて開催）
5月中旬	令和2年度PTA総会（Web上にて開催）
7月21日（火）	さいたま市PTA協議会 第1回理事会出席
7月30日（木）	さいたま市PTA協議会を通じて本校PTAより三行詩募集開始
7月31日（金）	第1回登校時安全指導（6カ所）
8月17日（月）	第2回登校時安全指導（6カ所）
	地区コミュニティスペース開設<キントーン（kintone）上にて>
8月20日（木）	さいたま市PTA協議会 第1回広報・情報委員会出席
8月26日（水）	さいたま市PTA協議会 第2回理事会出席
9月 7日（月）	高校訪問実施 川口東高等学校
9月 8日（火）	高校訪問実施 浦和東高等学校
9月10日（木）	第1回理事会開催
9月11日（金）	体育祭参加賞配布
9月14日（月）	高校訪問実施 川口北高等学校
9月15日（火）	高校訪問実施 埼玉栄高等学校
9月16日（水）	第1回緑区PTA連合会会長会出席
9月17日（木）	高校訪問実施 浦和学院高等学校
9月18日（金）	さいたま市PTA協議会 第2回広報・情報委員会出席
9月23日（水）	さいたま市PTA協議会 第3回理事会出席
9月29日（火）	広報紙「希望を胸に」第3号発行
10月 7日（水）	高校訪問記発行
10月13日（火）	さいたま市PTA協議会 広報・情報委員会 正副委員長会議出席
10月16日（金）	さいたま市PTA協議会 第3回広報・情報委員会出席
10月21日（水）	浦和レッズローズ植栽プロジェクト参加
10月26日（月）	不用品回収作業
10月28日（水）	さいたま市PTA協議会 第4回理事会出席
10月30日（金）	第1回さいたま市立館岩少年自然の家運営委員会出席
11月 7日（土）	スポーツ文化交流会「マスクケース作り」
11月12日（木）	第2回学校運営協議会出席
11月13日（金）	第2回理事会開催

令和2年度美園南中PTA事業報告

月日（曜日）	項 目
11月16日（月）	さいたま市PTA協議会 第4回広報・情報委員会出席
11月18日（水）	さいたま市PTA協議会 緑区連合会 第3回会長会出席
11月25日（水）	さいたま市PTA協議会 第5回理事会出席
	第1回自転車点検
12月18日（金）	さいたま市PTA協議会 第5回広報・情報委員会出席
12月23日（水）	さいたま市PTA協議会 第6回理事会出席
1月 7日（木）	第3回登校時安全指導（6力所）
1月18日（月）	さいたま市PTA協議会 緑区連合会 第4回会長会出席
1月20日（水）	さいたま市PTA協議会 第6回広報・情報委員会出席
1月26日（火）	さいたま市PTA協議会 第6回理事会出席
1月27日（水）	第4回登校時安全指導（6力所）
1月29日（金）	第5回登校時安全指導（6力所）
1月30日（土）	新入生保護者説明会参加
2月 3日（水）	さいたま市PTA協議会 広報・情報委員会 正副委員長会議出席
2月 9日（火）	さいたま市PTA協議会 第7回広報・情報委員会出席
2月15日（月）	さいたま市PTA協議会 広報・情報委員会 正副委員長会議出席
2月18日（木）	第3回学校運営協議会出席
2月24日（水）	第3回理事会開催
	自転車反射板配布（全校生徒）
3月 5日（金）	広報紙「希望を胸に」第4号発行
3月10日（水）	母の会 緑支部学校代表者会議 書面開催
※その他 各委員会会議、委員会活動、防犯安全パトロールなどを実施	

令和2年度美園南中学校PTA決算書

1. 収入の部

項	目	節	予算額	決算額	比較(△減)	備考
会費	会費	会費	3,087,000	2,943,750	△ 143,250	
補助金	補助金	緑区助成金	30,000	30,000	0	地域防犯活動助成金
雑収入	雑収入		500	0	△ 500	預金利子等
繰越金	繰越金	前年度繰越金	1,157,329	1,157,329	0	
合計			4,274,829	4,131,079	△ 143,750	

2. 支出の部

項	目	節	予算額	決算額	比較(△減)	備考
運営費	会議費	会議費	80,000	23,020	56,980	役員会・委員会
		総会費	110,000	35,990	74,010	(WE B開催)
	需用費	消耗品費	80,000	187,243	△ 107,243	通信費・雑貨・コピー用紙
		印刷費	60,000	24,640	35,360	印刷機のマスター
		渉外費	80,000	0	80,000	会長各種渉外費
		記念品費	70,000	66,220	3,780	卒業記念品
		出張会議費	40,000	22,220	17,780	
慶弔費	80,000	44,000	36,000			
活動費	活動費	本部会費	40,000	62,008	△ 22,008	
		総務委員会費	30,000	7,019	22,981	
		会員交流員会費	90,000	40	89,960	
		保健文化委員会費	40,000	660	39,340	
		広報委員会費	200,000	189,627	10,373	
		学年進路委員会費	150,000	21,215	128,785	
	地区理事委員会費	100,000	2,999	97,001		
事業費	緑化援助費	80,000	154,520	△ 74,520	玄関・植栽活動費	
	地域防犯活動費	60,000	65,647	△ 5,647	防犯用品	
特別活動費	助成金	チャレンジスクール	30,000	30,000	0	運営助成金
	負担金	負担金	90,000	112,710	△ 22,710	市P協会費・保険
教育振興費	教育振興費	学校行事協力費	200,000	133,529	66,471	入学・卒業式お花
		生徒補助費	600,000	136,520	463,480	部活動補助他
		研究費	50,000	42,372	7,628	各種研究資料他
		需用費	150,000	151,812	△ 1,812	
		教育指導協力費	20,000	3,673	16,327	来校者接待
基金繰越金	基金繰越金	基金繰越金	400,000	100,000	300,000	周年行事積立金
予備費	予備費	予備費	1,344,829	275,608	1,069,221	備品
		還元費	0	1,158,000	△ 1,158,000	図書カード
合計			4,274,829	3,051,292	1,223,537	

※消耗品費のうち、79,368円は通信費。

差引残高 4,131,079 — 3,051,292 = 1,079,787

残金 1,079,787円は、令和3年度に繰り越します。

3. PTA積立金

840,444円(元年度繰越金740,440円+今年度積立金100,000円+利子4円)は未来基金に積み立てします。

上記の通り報告いたします。

令和3年3月30日

さいたま市立美園南中学校PTA会長

内田 宜宏

監査報告書

令和2年度の収支決算書について関係書類・諸帳簿を監査した結果、正確妥当なことを認めます。

令和3年3月30日

さいたま市立美園南中学校PTA監査役

岡垣 亜耶
森崎 綾

令和3年度 美園南中学校PTA役員一覧（案）

役 職	氏 名	生 徒 名	備 考
会 長	内 田 宜 宏	2-3 怜那	
副会長	久佐田 友香	2-3 ひかる	
	大 串 真 由	2-3 碧衣	学年問題担当
	深 道 茜	2-5 亮吾	
	野 口 美 由 紀	1-2 ゆず	
	上 野 良 子	1-3 唯斗	
	小 山 彰 子	1-4 つばさ	
	佐 藤 一 宣		教 頭
幹 事	寺 田 絵 美	2-3 夏葵	
	山 本 佳 子	2-5 優宇	
	佐 伯 恵	1-1 和真	
	井 上 由 紀 子	1-4 真緒	学年問題担当
	早 川 美 樹	2-5 裕翔	
	池 野 麻 矢	1-5 彰亮	
	安 武 芽 久	1-6 凜音	
	松 本 有		教務主任
監査役	山 杉 友 乃	3-2 大河	学年問題担当
	小 西 亜 矢 子	3-3 啓太	
顧 問	長 岡 有 実 子		校 長
	上 田 宏 典	3-2 泰誠	

令和3年度 美園南中学校PTA活動 事業計画（案）

本部	<ul style="list-style-type: none"> * 地域や他校、各機関との協力・連絡（通年） * 理事会だより発行（通年） 	<ul style="list-style-type: none"> * 理事会の開催（通年） * その他PTA関連事業（通年）
総務委員会	<ul style="list-style-type: none"> * リサイクルバザーの開催（主管） * PTA研修会、講習会への参加（通年） * シトラスリボンプロジェクト（主管） * 本部運営のサポート（理事会準備等） 	<ul style="list-style-type: none"> * 大門八坂神社例祭パトロール（主管） * その他PTA関連事業（通年） * 環境整備作業（主管） 三行詩（令和4年度から主管）3年度は本部
会員交流委員会	<ul style="list-style-type: none"> * 歓送迎会の開催（主管） * 清掃ボランティア活動（主管） 	<ul style="list-style-type: none"> * その他PTA関連事業（通年） * 納会の開催（主管）
保健文化委員会	<ul style="list-style-type: none"> * スポーツ交流や文化教室の開催（主管） * 学校保健委員会への参加 * 体育祭PTA競技の企画及び参加（主管） 	<ul style="list-style-type: none"> * 給食試食会の運営（主管） * その他PTA関連事業（通年）
広報委員会	<ul style="list-style-type: none"> * 広報紙「希望を胸に」年2回発行（主管） * 市P連広報紙関連事業への参加 	<ul style="list-style-type: none"> * その他PTA関連事業（通年）
学年進路委員会	<ul style="list-style-type: none"> * 高校訪問の企画、運営、訪問記作成（主管） * 花の植栽活動（主管） 	<ul style="list-style-type: none"> * 学年費監査 * その他PTA関連事業（通年）
地区理事委員会	<ul style="list-style-type: none"> * 地区懇談会の開催（主管） * 地区諸問題の検討 * 登校時の安全指導（主管） * 回覧用「美園南中だより」を自治会長宅へ届ける 	<ul style="list-style-type: none"> * 自転車安全点検（主管） * 「交通安全母の会」参加 * 防犯安全パトロール（主管） * その他PTA関連事業（通年）
卒業準備委員会 （学年活動）	<ul style="list-style-type: none"> * 2年生の時に数名を選出する * 活動内容については3年生保護者と学校が連携して取り進める * 卒業式保護者代表謝辞の人選 	

美園南中 P T A 会則の改正（案）

令和元年度より P T A では、「任意加入」「個人情報取扱い」「会費徴収方法」についての同意書に取り組み、それを受けて会則の改正を提案してきました。今年度は、表記をわかりやすくし、一部役職名称変更を提案します。

【改正するに至った理由】

第 6 条、第 7 条の役員という表記については、本部役員であることを明確化するため「役員（本部）」と明記します。

第 1 0 条の会議については、役員会と表記されておりましたが、本部の役員会であることを明確化するため「役員（本部）会」と明記します。

第 1 3 条 地区理事委員会については、委員長不在で地区ごとに地区代表が任命されています。議長は地区代表が行いますので、地区理事委員会以外の委員会は委員長が、地区理事委員会は地区代表が議長となることを明記します。

第 1 5 条の本会の会費については、月の会費徴収を学校に委託しているため、会費は毎月納めるものという表記は省くこととします。

【改正前】

第 6 条 会長・副会長・幹事・監査役は、理事会で会員中より選出する。
理事会は役員・専門委員会の委員で構成し、必要に応じて会長が招集する。

【改正後】

第 6 条 会長・副会長・幹事・監査役は、理事会で会員中より選出する。
理事会は役員（本部）・専門委員会の委員で構成し、必要に応じて会長が招集する。

【改正前】

第 7 条 本会の役員・専門委員会の委員の任期は全て 1 年とする。但し再任を妨げない。役員を 2 年以上つとめた場合は、以降の中学校 P T A 役員や委員会活動をしないことも選べる。

【改正後】

第 7 条 本会の役員（本部）・専門委員会の委員の任期は全て 1 年とする。但し再任を妨げない。役員（本部）を 2 年以上つとめた場合は、以降の中学校 P T A 役員や委員会活動をしないことも選べる。

【改正前】

第 1 0 条 本会の会議は次のとおりとする。
1. 総会 2. 理事会 3. 役員会 4. 専門委員会

【改正後】

第 1 0 条 本会の会議は次のとおりとする。
1. 総会 2. 理事会 3. 役員（本部）会 4. 専門委員会

【改正前】

第 1 3 条 本会を運営するため、理事を構成員としたつぎの専門委員会をおく。専門委員会は必要に応じ開催し、委員長が議長となる。

【改正後】

第 1 3 条 本会を運営するため、理事を構成員としたつぎの専門委員会をおく。専門委員会は必要に応じ開催し、委員長または地区代表が議長となる。

【改正前】

第15条 本会の経費は、会費・その他の収入をもってあてる。会費は毎月納めるものとする。

【改正後】

第15条 本会の経費は、会費・その他の収入をもってあてる。

さいたま市立美園南中学校PTA会則

第1条 本会はさいたま市立美園南中学校PTAといい、事務所を美園南中学校におく。

第2条 本会は美園南中学校に在籍する生徒の保護者と美園南中学校の教職員の任意加入をもって組織する。

第3条 本会は保護者と教職員が協力して生徒の幸福な成長をはかり教育の充実に寄与し、併せて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第4条 本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 学校諸行事および部活動に対する協力と助成
2. 学校教育及び社会教育に必要な研究と助成
3. 学校給食保健及び教育環境の整備
4. 家庭教育の振興と生徒の校外指導
5. 会員の教養を高め、親睦を深めるための広報活動と諸行事の開催
6. 交通安全に関する事項
7. 生徒・職員及び会員の表彰と慶弔
8. 教育振興充実に必要な施設・物品の補充
9. その他目的達成に必要な事業

第5条 本会に次の役員（本部）をおく。

会 長 1名 副会長 若干名（内1名は教頭とする）
幹 事 若干名 監査役 若干名

第6条 会長・副会長・幹事・監査役は、理事会で会員中より選出する。

理事会は役員（本部）・専門委員会の委員で構成し、必要に応じて会長が招集する。

第7条 本会の役員（本部）・専門委員会の委員の任期は全て1年とする。但し再任を妨げない。役員を2年以上つとめた場合は、以降の中学校PTA役員や委員会活動をしなことも選べる。任期中に辞職したときは、理事はその選出母体で、また会長・副会長・幹事・監査役は理事会で選出する。補充役員・理事の任期は前任者の残任期間とする。

第8条 会長は本会を代表し、会務を掌理する。副会長は会長を助け、会長に事故があるときはその職務を代理する。

理事は理事会を構成し各種原案の作成と緊急な用務を審議処理する。

幹事は会長の指示により庶務、会計、記録を処理する。

監査役はこの会の会計を監査する。

第9条 本会に顧問をおくことができる。顧問は本会に対して功績顕著な者及び学識経験者を理事会で推薦し会長が委嘱する。任期は1年とする。

第10条 本会の会議は次のとおりとする。

1. 総会
2. 理事会
3. 役員（本部）会
4. 専門委員会

第11条 総会は本会の最高決議機関で毎年5月に会長が招集する。但し理事会で総会の必要を認めるときは、臨時に開くことができる。総会は、会員総数の3分の2の出席（委任状含む）を持って成立する。議事の決議は、出席者（委任状を含む）の過半数の賛成を必要とする。総会の議長はその都度選出する。総会では次の事項を行う。

1. 事業報告および決算の承認
2. 事業計画および予算の承認
3. 会則の改廃
4. その他必要な事項

第12条 理事会は、必要により会長が招集し事業の計画と執行にあたり、その他総会において委任された事項を処理する。

第13条 本会を運営するため、理事を構成員としたつぎの専門委員会をおく。専門委員会は必要に応じ開催し、委員長または地区代表が議長となる。委員会の決定事項は会長に報告し、理事会に附議し執行する。

各専門委員会の事務分掌はつぎのとおりとする。

- (1) 総務委員会 ・総務に関する事項。
- (2) 会員交流委員会 ・会員相互の親睦を目的とする事業の開催。
- (3) 保健文化委員会 ・会員及び生徒の健康、教養を高める事業の開催。
・学校給食の資質向上や学校事業への参加協力。
- (4) 広報委員会 ・PTA広報紙の発行、その他広報事業。
- (5) 学年進路委員会 ・各学年をまとめ、学級の向上への協力。
・生徒の進路（進学、就職）の調査研究、報告書の作成。
- (6) 地区理事委員会 ・学校施設、環境の整備に関する計画と実施。
・生徒の交通安全に関する指導及び通学路・各種施設の整備充実強化、交通安全教室の開催。

第14条 本会を円滑に運営するために、理事会の承認を得て特別委員会を置くことができる。

第15条 本会の経費は、会費・その他の収入をもってあてる。

第16条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第17条 この会則の改廃は総会の議決による。

第18条 本会の運営に関する必要な細則は理事会で別に決める。

第19条 本会の運営において取得する会員の個人情報、さいたま市立美園南中学校PTA個人情報保護規程に定め、適正に運営するものとする。

附 則 (1) この会則は令和3年4月1日より施行する。

(2) 令和2年5月22日一部改正。

さいたま市立美園南中学校 P T A 個人情報保護に関する基本方針

さいたま市立美園南中学校 P T A (以下、「本会」という。) は、活動を行うにあたり、P T A 会員 (以下、「会員」という。) から個人情報を提供していただく場合があります。P T A では、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底を図るため個人情報を以下の方針により取り扱うこととします。

1. 本会は、会員から取得した個人情報を以下の目的以外には利用しません。
 - (1) P T A 会員名簿の登録及び管理
 - (2) P T A 会費の管理
 - (3) P T A 活動名簿の作成及び管理 (委員会名簿、P T A 行事等の名簿)
 - (4) 文書配布
2. 本会は、会員から取得した個人情報を、正当な理由のない限り第三者に提供しません。提供の必要が生じた場合は、会員からあらかじめ同意を取ることとします。
3. 本会は、会員が本人の個人情報の確認、訂正などを希望される場合は、P T A の定める書面により開示に応じます。また、苦情等についても適切・迅速に対応します。
4. 個人情報の取り扱いに関する問い合わせ窓口
さいたま市立美園南中学校 P T A 副会長 (さいたま市立美園南中学校教頭)
5. 本会は、会員から取得した個人情報の取り扱いに関係する日本の法令、その他の規範を遵守します。
6. 本会は、会員から取得した個人情報について、適切な安全措置を講ずることにより、漏洩、改ざん、紛失などの事故防止に努めます。
7. 本会は、会員から取得した個人情報の取り扱いに関して、以下の方針を適切に実施するため、別途個人情報保護規程を定めるものとします。

令和元年 1 1 月 1 5 日制定
さいたま市立美園南中学校 P T A 会長

さいたま市立美園南中学校PTA個人情報保護規程

第1条 目的

この規程は、さいたま市立美園南中学校PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第2条 定義

この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（１）個人情報：生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。

（２）保有個人情報：本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。

（３）本人：前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう。

（４）役員：本会の本部会（役員会）を構成する者をいう。

（５）理事：本会の理事会を構成する者（役員を含む）をいう。

（６）従業者：本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する者をいう。

第3条 責務

本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第4条 個人情報保護管理者

本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。

２ 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。

３ 個人情報保護管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

第5条 利用目的の特定

本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決める。

第6条 個人情報の収集

本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお本会は、要配慮個人情報（思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となる個人情報）については取得しないものとする。

第7条 個人情報の利用の制限

本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または生徒の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第8条 個人情報の管理

個人情報保護責任者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、破損その他の事故防止
 - (2) 改ざんおよび漏洩の防止
 - (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
 - (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去
- 2 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第9条 第三者への提供の制限

本会は、収集した個人情報は事前の定めのない第三者へ提供しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
- (2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及

び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

3 本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第10条 第三者からの提供

本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し記録する（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする）。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第11条 個人情報の開示請求

本会は、本人から当該本人に係る個人情報について、書面または口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

第12条 個人情報の訂正または削除請求

本会は、個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を、申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

2 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第13条 苦情の処理

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第14条 漏えい時などの対応

本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

2 個人情報保護管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく本会会長に報告するとともに関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第15条 研修

個人情報保護責任者は、役員、理事、その他個人情報を取り扱う従業者に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

第16条 雑則

本規程の改廃は本部会（役員会）を経て理事会の承認を受けて行う。

2 本規程の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和元年11月15日から施行する。

令和3年度 総務委員会

役職	氏名	地区	生徒名		備考
委員長	小串 千恵	大門上	2-2	航 平	
副委員長	神田 友美	大門上	2-4	一 瑳	
書記	橋本 杏子	大門上	1-3	玲 丘斗	
会計	溝渕 絵里子	大門上	1-2	遥 希	
	真田 千生	大門南（大字大門）	2-3	漣	
	保 永 琴	大門南（東大門3丁目、畷）・釣上新田	2-5	叶 藍	
	栗原 真由美	大門南（大字大門）	2-1	光 希	
	三原 麻由美	大門上	2-4	夕 奈	
	渡辺 由佳	浦和野台・大門美園	2-2	春 樺	
	近藤 裕美	大門下	1-4	柚 花	
	桑原 涼子	大門中（※美園6丁目北部を含む）	1-6	颯 汰	
	井上 布久美	大門中（※美園6丁目北部を含む）	1-5	沙 耶	
	鈴木 阿希	大門南（大字大門）	1-6	友 菜	
	高橋 夕香里	大門南（東大門1・2丁目、美園6丁目南部）	1-4	瑠 衣	

本部担当副会長：大串 真由、上野 良子

令和3年度 学年進路委員会

役職	氏名	地区	生徒名		備考
委員長	高橋 純子	浦和野台・大門美園	1-6	英 陽	
副委員長	小原 朋子	浦和野台・大門美園	1-2	怜 大	
書記	高木 真由子	大門南（東大門3丁目、畷）・釣上新田	2-1	里 緒	
書記	吉田 淳子	大門南（東大門1～2丁目、美園6丁目南部）	2-1	具 実	
書記	掛川 恵理子	大門南（大字大門）	1-1	晟 楠	
会計	角田 貴子	大門南（東大門3丁目、畷）・釣上新田	1-4	龍 馬	
	小林 由香	大門上	2-4	優 月	
	山本 智子	浦和野台・大門美園	2-3	大 輔	
	福田 美沙	大門南（東大門1～2丁目、美園6丁目南部）	2-5	琉 士	
	東 千 春	大門中（※美園6丁目北部を含む）	2-2	晃 太郎	
	豊川 留美	大門中（※美園6丁目北部を含む）	2-4	美 紅	
	海老沢 亜貴	大門上	1-2	大 輝	
	渡辺 佐矢香	浦和野台・大門美園	1-1	心 海	
	窪田 寛子	浦和野台・大門美園	1-1	颯 輔	

本部担当副会長：深道 茜、野口 美由紀

令和3年度 保健文化委員会

役 職	氏 名	地 区	生 徒 名		備 考
委員長	川 端 友 理	大門中（※美園6丁目北部を含む）	1-3	莉 心	
副委員長	玉 田 奈 緒	大門下	2-2	昊	
書記	小 林 美 令	大門下	2-3	史 弥	
会計	鈴 木 裕 子	浦和野台・大門美園	2-4	香 音	
	三 輪 政 恵	大門南（東大門3丁目、隣）・釣上新田	2-1	朱 音	
	仲 野 美 絵 子	大門中（※美園6丁目北部を含む）	2-1	颯 玖	
	守 屋 し の ぶ	大門上	2-4	璃 音	
	加 藤 綾 子	大門中（※美園6丁目北部を含む）	2-2	涼 太	
	井 手 紅 美	大門上	1-4	風 花	
	黒 須 千 晴	大門中（※美園6丁目北部を含む）	1-6	飛 海	
	杉 崎 幹 奈	大門中（※美園6丁目北部を含む）	1-5	澪	
	大 和 敏 之	大門南（東大門3丁目、隣）・釣上新田	1-3	史 旺	
	木 野 亜 由 美	大門南（東大門1・2丁目、美園6丁目南部）	1-4	遼 希	
	會 田 彩	大門南（大字大門）	1-6	優 翔	

本部担当副会長：大串 真由、野口 美由紀

令和3年度 会員交流委員会

役 職	氏 名	地 区	生 徒 名		備 考
委員長	長 澤 朱 美	大門南（大字大門）	2-3	悠 真	
副委員長	浅 野 桂 子	大門南（大字大門）	1-6	琉 ノ 介	
書記	一 本 木 順 子	大門南（東大門3丁目、隣）・釣上新田	1-2	愛 桜	
書記	秋 葉 美 佳	大門上	1-3	勇 輝	
会計	中 野 光	浦和野台・大門美園	2-3	陽 菜	
会計	坂 西 麻 衣 子	浦和野台・大門美園	2-3	美 海	
	内 海 紗 恵	大門上	2-2	瑠 杏	
	仲 野 亜 希 子	浦和野台・大門美園	2-5	加 奈	
	永 山 由 美 子	大門中（※美園6丁目北部を含む）	2-2	紬 生	
	中 嶋 加 奈	大門上	2-4	瑛 斗	
	福 永 ま す み	浦和野台・大門美園	1-5	萌 絵	
	坂 本 恭 子	浦和野台・大門美園	1-1	心 咲	
	澁 澤 摩 希 子	大門上	1-5	美 桜 奈	
	高 橋 葉 子	大門上	1-5	航 矢	

本部担当副会長：深道 茜、小山 彰子

令和3年度

広報委員会

役 職	氏 名	地 区	生 徒 名		備 考
委員長	阿 部 祐 子	大門南（大字大門）	2-5	冴 緒 子	
副委員長	大 和 素 乃 子	大門中（※美園6丁目北部を含む）	2-4	佑 悟	
書記	藤 崎 友 美	大門中（※美園6丁目北部を含む）	1-4	紗 愛	
会計	赤 沼 千 江	大門南（東大門3丁目、暇）・釣上新田	1-3	大 輝	
	岸 田 味 佳	浦和野台・大門美園	2-1	美 玲	
	長 瀬 谷 眞 弓	大門南（東大門3丁目、暇）・釣上新田	2-5	光 介	
	早 坂 順 子	浦和野台・大門美園	2-3	拓 真	
	工 藤 陽 子	大門南（大字大門）	2-3	結 衣	
	山 出 多 恵	大門下	2-5	眞 之 介	
	高 木 千 佳 子	大門中（※美園6丁目北部を含む）	1-2	百 花	
	星 亜 季	大門中（※美園6丁目北部を含む）	1-6	来 夢	
	大 矢 早 苗	大門上	1-6	ひ かり	
	佐 藤 節 子	大門南（東大門3丁目、暇）・釣上新田	1-6	美 奈	
	小 林 幸 江	大門南（東大門1・2丁目、美園6丁目南部）	1-1	陽 輝	

本部担当副会長：久佐田 友香、上野 良子

令和3年度 地区理事委員会

役職	氏名	地区	生徒名		備考
地区代表	須貝 優子	大門上	2-3	美 優	
書記	五味 由紀	大門上	1-1	拓 真	
会計	倉持 佳恵子	大門上	1-5	桃 佳	
	菅野 千恵子	大門上	2-1	創 太郎	
地区代表	酒井 良子	大門中（※美園6丁目北部を含む）	2-4	友 梨 恵	
	高木 理恵子	大門中（※美園6丁目北部を含む）	2-3	陽	
	佐々木 留美香	大門中（※美園6丁目北部を含む）	1-5	月 香	
地区代表	吉成 宏美	大門下	2-4	絢	
	遠藤 恵美	大門下	1-2	颯	
地区代表	近藤 妃佐子	大門南（大字大門）	1-6	冴 祐	
	荒井 理恵	大門南（大字大門）	2-1	珠 凜	
地区代表	久保田 恵	大門南（東大門1・2丁目、美園6丁目南部）	1-1	悠 加	
	夏目 千秋	大門南（東大門1・2丁目、美園6丁目南部）	2-4	稜 也	
地区代表	坂本 千晶	大門南（東大門3丁目、巖）・釣上新田	2-5	優 心	
	石 渡 芳	大門南（東大門3丁目、巖）・釣上新田	2-2	輝 咲	
	村口 真紀	大門南（東大門3丁目、巖）・釣上新田	1-4	野 乃 花	
地区代表	平林 由香理	浦和野台・大門美園	2-1	和 季	
	小山 裕子	浦和野台・大門美園	2-2	奈 柚	
	市川 花林	浦和野台・大門美園	1-4	梨 々 子	
	遠藤 恵子	浦和野台・大門美園	1-6	脩 斗	

本部担当副会長：久佐田 友香、小山 彰子

令和3年度 卒業準備委員会

役職	氏名	地区	生徒名		備考
委員長	和泉 広子	浦和野台・大門美園	3-4	奈 桜	
副委員長	羽根田 志保	大門中（大字大門、美園6丁目北部）	3-2	実 優	
会計	戸間 幸子	大門上（大字大門）	3-4	天 海	
書記	半谷 順子	浦和野台・大門美園	3-1	健	
書記	齋藤 布美	大門中（大字大門、美園6丁目北部）	3-3	駿 成	